

平成26年第1回臨時会議録目次

平成26年6月24日（火曜日）

○ 議事日程第1号	2
○ 本日の会議に付した事件	2
○ 出席議員	2
○ 説明のため出席した者	3
○ 職務のため出席した事務局職員	3
○ 開 会	4
○ 日程第1 会議録署名議員の指名	4
○ 日程第2 会期の決定	4
○ 日程第3 議案第16号 上十三地域4消防本部消防通信指令事務協議会 高機能消防指令施設整備工事請負契約、上十三地域4消防本部消防通信指 令事務協議会消防救急デジタル無線施設整備工事（3消防本部分）請負契 約及び上十三地域4消防本部消防通信指令事務協議会消防救急デジタル無 線施設整備工事（北部上北広域事務組合分）請負契約の締結について～日 程第6 同意第3号 十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命につ いて	4
○ 日程第3 議案第16号 上十三地域4消防本部消防通信指令事務協議会 高機能消防指令施設整備工事請負契約、上十三地域4消防本部消防通信指 令事務協議会消防救急デジタル無線施設整備工事（3消防本部分）請負契 約及び上十三地域4消防本部消防通信指令事務協議会消防救急デジタル無 線施設整備工事（北部上北広域事務組合分）請負契約の締結について	5
○ 日程第4 議案第17号 十和田地域広域事務組合火災予防条例の一部を 改正する条例の制定について	1 1
○ 日程第5 同意第2号 十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命に ついて	1 3
○ 日程第6 同意第3号 十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命に ついて	1 4
○ 閉 会	1 4

平成26年第1回十和田地域広域事務組合議会臨時会議決結果表

開会 平成26年 6月24日

閉会 平成26年 6月24日

議案番号	件名	議決月日	議決結果
議案第16号	上十三地域4消防本部消防通信指令事務協議会高機能消防指令施設整備工事請負契約、上十三地域4消防本部消防通信指令事務協議会消防救急デジタル無線施設整備工事（3消防本部分）請負契約及び上十三地域4消防本部消防通信指令事務協議会消防救急デジタル無線施設整備工事（北部上北広域事務組合分）請負契約の締結について	6月24日	原案可決
議案第17号	十和田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
同意第2号	十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命について	〃	同意
同意第3号	十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命について	〃	〃

議事日程第1号

平成26年6月24日(火)午後2時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第16号 上十三地域4消防本部消防通信指令事務協議会高機能消防指令施設整備工事請負契約、上十三地域4消防本部消防通信指令事務協議会消防救急デジタル無線施設整備工事(3消防本部分)請負契約及び上十三地域4消防本部消防通信指令事務協議会消防救急デジタル無線施設整備工事(北部上北広域事務組合分)請負契約の締結について
- 第4 議案第17号 十和田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 同意第2号 十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命について
- 第6 同意第3号 十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(15名)

- | | | | | | |
|-----|----|---|----|---|---|
| 1番 | 舩 | 甚 | 英 | 文 | 君 |
| 2番 | 堰野 | 端 | 展 | 雄 | 君 |
| 3番 | 杉 | 山 | 茂 | 夫 | 君 |
| 4番 | 下 | 田 | 敏 | 美 | 君 |
| 5番 | 高 | 坂 | 隆 | 雄 | 君 |
| 6番 | 檜 | 山 | | 忠 | 君 |
| 7番 | 櫻 | 田 | 博 | 幸 | 君 |
| 8番 | 工 | 藤 | 正 | 廣 | 君 |
| 9番 | 川 | 村 | 重 | 光 | 君 |
| 10番 | 河 | 野 | | 豊 | 君 |
| 11番 | 古 | 田 | 陸 | 夫 | 君 |
| 12番 | 細 | 川 | 真理 | 子 | 君 |
| 13番 | 石 | 橋 | 義 | 雄 | 君 |
| 14番 | 杉 | 山 | 道 | 夫 | 君 |
| 15番 | 野 | 月 | 忠 | 見 | 君 |

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

管 理 者	小山田 久 君
副 管 理 者	(代理 六戸町副町長) 保土澤 正 教 君
副 管 理 者	(代理 おいらせ町副町長) 柏 崎 源 悦 君
副 管 理 者	(代理 五戸町副町長) 鳥谷部 禮三郎 君
副 管 理 者	(代理 新郷村副村長) 横 田 孝 夫 君
副 管 理 者	西 村 雅 博 君
事 務 局 長	漆 坂 直 樹 君
消 防 長	沼 田 隆 志 君
次 長	東大野 達 也 君
庶 務 課 長	竹ヶ原 英 夫 君
警 防 課 長	森 一 仁 君
予 防 課 長	高 野 明 広 君
通 信 指 令 課 長	古 舘 正 樹 君
十和田消防署長	樋 口 信 登 君
六戸消防署長	米 田 悟 君
十和田湖消防署長	高 森 仁 史 君
会 計 管 理 者	澤 頭 正 人 君
監 査 委 員	高 野 洋 三 君
監査委員事務局長	平 勉 君
教育委員会委員長	小野寺 功 君
教 育 長	米 田 省 三 君
教 育 部 長	母良田 篤 夫 君
教 育 総 務 課 長	中 山 信 義 君
学校給食センター所長	福 沢 健 悦 君
業 務 課 長	甲 田 信 二 君
総 務 課 長	佐々木 誠 君

職務のため出席した事務局職員

課 長 補 佐	柴 宮 一 成
係 長	小笠原 誓 子
主 任 主 査	荒 岡 博 之
主 査	椛 本 大 晶

○議長（野月忠見君） 開会に先立ちまして、ここで新たに説明員となられた方をご紹介申し上げます。

このたび、当事務組合の副管理者に三村正太郎おいらせ町長がご就任されました。なお、本日は三村町長の代理として、柏崎副町長がご出席いただいております。

○副管理者（柏崎源悦君） 本日代理で参りました副町長の柏崎でございます。どうぞよろしく願いいたします。

開 会

午後 2 時 3 0 分 開会

○議長（野月忠見君） 出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

ただいまから平成 2 6 年 6 月 1 7 日告示招集されました平成 2 6 年第 1 回十和田地域広域事務組合議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日の会議は、議事日程第 1 号をもって進めてまいります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（野月忠見君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 8 1 条の規定により、3 番杉山茂夫君、4 番下田敏美君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（野月忠見君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

日程第 3 議案第 1 6 号 上十三地域 4 消防本部消防通信指令事務協議会高機能消防指令施設整備工事請負契約、上十三地域 4 消防本部消防通信指令事務協議会消防救急デジタル無線施設整備工事（3 消防本部分）請負契約及び上十三地域 4 消防本部消防通信指令事務協議会消防救急デジタル無線施設整備工事（北部上北広域事務組合分）請負契約の締結について～日程第 6 同意第 3 号 十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命について

○議長（野月忠見君） 日程第3、議案第16号 上十三地域4消防本部消防通信指令事務協議会高機能消防指令施設整備工事請負契約、上十三地域4消防本部消防通信指令事務協議会消防救急デジタル無線施設整備工事（3消防本部分）請負契約及び上十三地域4消防本部消防通信指令事務協議会消防救急デジタル無線施設整備工事（北部上北広域事務組合分）請負契約の締結についてから日程第6、同意第3号 十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命についてまでの議案2件、同意2件を一括上程いたします。

この際、管理者から提案理由の説明を求めます。

小山田管理者。

○管理者（小山田 久君） 平成26年第1回臨時会の開催に当たり、提案いたしました議案について、その概要をご説明申し上げます。

議案第16号の上十三地域4消防本部消防通信指令事務協議会高機能消防指令施設整備工事請負契約、上十三地域4消防本部消防通信指令事務協議会消防救急デジタル無線施設整備工事（3消防本部分）請負契約及び上十三地域4消防本部消防通信指令事務協議会消防救急デジタル無線施設整備工事（北部上北広域事務組合分）請負契約の締結については、この工事を17億8,200万円で、株式会社富士通ゼネラル東北情報通信ネットワーク営業部と請負契約を締結するためのものであります。

議案第17号の十和田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、消防法施行令の一部改正に伴い、対象火気器具等の取り扱いに関する規定の整備のほか、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るためのものであります。

同意第2号から同意第3号までの十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命についての同意2件は、平成26年6月9日より欠員となっていたことに伴い、新たに新井田秀雄氏及び大友美千代氏を任命するためのものであります。

以上、本会議に提案いたしました議案の概要について申し述べましたが、詳細につきましてはその都度ご説明申し上げますので、ご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第3 議案第16号 上十三地域4消防本部消防通信指令事務協議会高機能消防指令施設整備工事請負契約、上十三地域4消防本部消防通信指令事務協議会消防救急デジタル無線施設整備工事（3消防本部分）請負契約及び上十三地域4消防本部消防通信指令事務協議会消防救急デジタル無線施設整備工事（北部上北広域事務組合分）請負契約の締結について

○議長（野月忠見君） これより議案の審議に入ります。

日程第3、議案第16号 上十三地域4消防本部消防通信指令事務協議会高機能消防指令施設整備工事請負契約、上十三地域4消防本部消防通信指令事務協議会消防救急デジタル無線施設整備工事（3消防本部分）請負契約及び上十三地域4消防本部消防通信指令事務協議会消防救急デジタル無線施設整備工事（北部上北広域事務組合分）請負契約の締結についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

4 番下田議員。

○4 番（下田敏美君） 議案の 6 ページですが、入札状況を見ると 4 者の指名競争入札ですが、まず金額が余りにも違い過ぎる。片方が 2 6 億円、片方が 1 6 億円、それからこの 2 者が辞退、初めから何かあったのかなど。

私が伺いたいのは、仕様書が多分富士通中心の仕様書のためと予想されるのですが、こういう入札状況になった原因は何だったのか。私、辞退というのは初めからばかにされているような感じを受けます、業者に。ですから、この入札状況、指名に誤りがなかったかどうか。それから、金額がこんなに、余りにも違い過ぎるといふ原因は何だったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野月忠見君） 事務局長。

○事務局長（漆坂直樹君） 指名競争入札の業者が 2 業者だけになったというのはなぜかというご質問のことだと思いますけれども、建設業法の第 2 6 条では、施工する工事現場に主任技術者、または管理技術者を配置し、施工状況の管理、監督をしなければならないとされており。また、同条第 3 項では、公共性のある重要な工事で、1 件の請負金額が 2, 5 0 0 万円以上の工事を施工する場合は、元請、下請にかかわらず主任技術者、または管理技術者はその工事現場に専任でなければならないとされており。

当該整備事業、3 事業について、前述のように規定する技術者を工事現場に一度にそれぞれ配置するということができないという理由から、2 業者が入札を辞退したため、結果として 2 業者だけとなったものでございます。

なぜ一度にそれぞれ配置することができないかという理由でございますけれども、高機能消防指令施設及び消防救急デジタル無線施設につきましては、平成 2 3 年の電波法関係審査基準の一部改正に伴いまして、現在全国の消防本部で利用されているアナログ無線方式からデジタル無線方式へ移行が平成 2 8 年 5 月末までと義務づけとなっております。このため、全国各地で短期間に今回のような工事が集中的に行われることになりまして、指名を受けた業者の中に既に手持ち工事を多数抱えていることから、当地域へ 3 人の管理技術者を配置することが困難なためと伺っております。

以上でございます。

○議長（野月忠見君） 下田議員。

○4 番（下田敏美君） 技術者がいなかったり、条件にはまらなくて辞退したということですが、そうであれば指名業者は別な業者もあったような感じがしますけれども、例えば県内に優秀な業者がいるとか、十和田市に優秀な業者がいるということも考えられるわけですが、いずれにしても入札状況を見ると正常にはとても思えない。辞退あり、1 0 億も金額が違うということであれば、何か正常には思えなくて私今質問したのですが、間違いなく工期内に納められる状況にあるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（野月忠見君） 古舘課長。

○通信指令課長（古舘正樹君） ただいまの下田議員のご質問にお答えいたします。

このたび落札しました業者から聞いた結果ですと、間違いなく工期内に終わることができるということでございます。

また、この入札状況で、この 2 者間でかなりの金額の差があるという点につきましては、まず 1 つは落札業者は十和田地域広域事務組合と三沢市の消防通信指令施設の既存

の施設の納入業者でございます。結果的に同一メーカーとなるため、移行経費や付帯工事費等も節減できます。

また、2つ目は、指令施設と消防救急デジタル無線の製造を全国で唯一岩手県一関市の工場で行っていることから、輸送コスト等も節減ができます。

それから、3つ目は、指令センターの設計、製造を自社で行っており、多くの受注実績から、部材や機器調達コスト、人員等の計画配置により製造原価の節減ができること。

こういったことなどから、他のメーカーよりは低い入札で札を入れることができたということで、入札額の差が大きくなったと思っております。

また、辞退した理由は、先ほど事務局長のほうから答弁がありましたとおり、現場に管理技術者を配置できないということが原因でございまして、仕様書につきましては各メーカーから、多くのメーカーが参加できる仕様書であったと、むしろお褒めの言葉をいただきました。

以上でございます。

○議長（野月忠見君） 4番。

○4番（下田敏美君） 了解しました。ちゃんと契約どおり完成されることをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（野月忠見君） 10番。

○10番（河野 豊君） 今回の入札の相手方ですけれども、書面によりますと株式会社富士通ゼネラル東北情報通信ネットワーク営業部、部長、畠山三樹次というのですか、部長相手の契約相手方になっていきますけれども、会社がどんなに大きいかわかりませんが、大きいといえども代表権がある者が通常は相手方になると私は承知しております。そういうことで、万が一何か瑕疵が発生したときに、そういう責任がとれる方なのか、どうなのか、その辺の説明を求めます。

○議長（野月忠見君） 佐々木課長。

○総務課長（佐々木 誠君） ただいまの河野議員のご質問にお答えいたします。

当組合は、御存じのとおり、指名願を毎年1月から2月の半ばにかけて受けております。その時点で、先ほどから申し上げております4業者を含めた通信電気工事の業者がございまして、その中の登録業者の一つがこの富士通ゼネラルです。その富士通ゼネラルのきちんとした代表者という形での位置づけが営業部長でございまして、決して代表取締役とかという名前でないけれども、位置づけとして東北管内の代表者が、この営業部長さんが適当ということですので、契約上も、それから施工管理上も責任を持ってやるということで伺っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（野月忠見君） 10番。

○10番（河野 豊君） 確かに今のお話、そうかもわかりませんが、本来であれば、本社の代表権を持った方が責任の相手方だと私は理解しますが、そうなりますと、例えば指名願を受けた時点で、それでいいものかどうなのかということに結局はさかのぼると思うのです。その辺はどうなのでしょう。

○議長（野月忠見君） 佐々木課長。

○総務課長（佐々木 誠君） 私ども、指名願を受理した段階で関係書類も審査しております。その辺代表取締役でないとか、それから代表の名前が書いていないとか、そうい

うふうな場合もチェックしてございますので、その時点での確認をしたところが、富士通ゼネラルさんがこういう営業部長ということになっておりましたので、私もそれ以上、ここを代表取締役にできないのかというふうなところまでは言及できませんでした。

○10番（河野 豊君） わかりました。オーケーです。

○議長（野月忠見君） 7番。

○7番（櫻田博幸君） 今に関連してお伺いたします。

基本的なことは大体理解いたしました。入札に絡んでは、日本電気さんと富士通ゼネラルさんということで入札があったわけですけれども、実際通信システム等々の性能というか、そういったものの精査等は行ったのでしょうか。ただ金額のみでの判断でしょうか。

○議長（野月忠見君） 古舘課長。

○通信指令課長（古舘正樹君） ただいまの櫻田議員の質問にお答えいたします。

実施設計業者が作成しました仕様書に基づき、現場説明等も実施しております。仕様書に対する業者の質問等もございまして、それにも答えて、応札していただいた形でございますので、これまで入札に指名された業者は実績等もすべてある業者でございますので、その点は心配ないと考えております。

○議長（野月忠見君） 7番。

○7番（櫻田博幸君） やはり地域住民の生命と財産を守るという中でのこういったデジタル通信の配備でございますので、ぜひとも、先ほど瑕疵等々の問題がございましたけれども、そういったことがないようにぜひ管理をしていただきたいということを要望いたします。

○議長（野月忠見君） 14番。

○14番（杉山道夫君） 1つは、今議長が何度か読んだように、契約案件の名前が大変長い。別に長くて悪いということではないのですが、よく見てみると3消防本部及び北部上北ののところの前段につく文言は全く同じです。何を契約するという中身は全部同じなのです。なぜ分けなければならないのかなど、こう思ったのです。さっき説明されたのは、起債の関係の違いがありそうな説明が若干ありました。ただ、これは、何で借りたかわからないけれども、ここに対しては負担金として出してくるから、契約結ぶときに分けなければならないというのは現時点で説明を受けてないですよ。ですから、もうちょっとそこら辺、工事を、名前も含めて分けなければならない理由というのをひとつお聞きをしたいと思います。

それから、さっき業者が2者で、10億円ほどの差があるということについて何人かが質疑をいたしました。26億円というのは、私はちょっと不真面目な入札だなと思うのです。これにかかわる今年度の予算が幾らかというのは議案に出ていますから、真剣に調べれば最高額が幾らかというのはわかるわけです。それを超えてというのは、真面目に調べて入札したのかなという気がしたのです。そうでなければ、この業者さえも入らなければ1者になってしまうから、ちょっと入札がおかしくなるから無理して頼んだのかなど、これは勘ぐりです。何も事実、私わからないですよ。そういう見方もできるのです、少なくとも。

もう一つは、先ほど担当課長がお話したのでは、前回落札した業者さんがいろいろと

有利な点があると。既存施設のことで、これからも使えるものも残っている、近い、いろいろありました。でも、実際の金額を見れば、今年度予定していた額で、それほど低い格好ではないと思うのです。そこそこ。逆に10億円も高い方々のほうが真面目に機器を考えてやったとすれば、何だ、皆さんは落札したところの有利な点も含めて予算を確保したのでないのかと、こういう見方もできないわけではないです。私は事実は知らないのですよ。形を見ればね。何かそういう心配が若干しますので、そこら辺の経緯をもうちょっと、疑義を感じなくて済むように説明をしてほしい。

それから、仕様書のことについて、多分通常であれば機種を中心にやったのだらうと思うのです。間違っても機器名というか、機種名まではないと思うのだけれども、仕様書の主要な条件はどういうものであったのか。

それから、さっき若干、ここと三沢さん、既存施設で使っているということでしたが、わかりましたら、他の本部についても報告を願えればと思います。

それから、これは当然に今年度で完成するわけではなくて、27年度にも引き続いての関連工事があるわけです。これは、今の形で見ると27年度の工事についても新たに入札が行われるのかなど。ただ、業者間の礼儀作法としては、多分今年度落札した業者が落札することになるのだらうなという気はするのですが、今の予算のつくりや、仕様書の格好からいけば、継続ではなくて、改まった27年度、工事入札、こうなるのではないかなと思うのですが、そこら辺はどうなのでしょう。

○議長（野月忠見君） 佐々木課長。

○総務課長（佐々木 誠君） ただいまの杉山議員の質問にお答えいたします。

まず、今の一番最後の質問にございました今回の契約のほかに27年度に新たに契約をするのではないかなということですが、これは今年度の予算書を見ていただければわかると思うのですが、今年度の予算に新規予算額を計上したほかに、さらにまた25億円ぐらいの債務負担行為を設定しておりまして、今回の契約というのは今年度予算計上額とその債務負担行為額を合わせた金額、三十二、三億円ありますけれども、それが一応予算額という形で設定しております。その中で、今回入札したところ、17億2,800万円だったというふうなことになります。決して27年度でもう一度入札をするということではございません。

以上です。

○議長（野月忠見君） 古舘課長。

○通信指令課長（古舘正樹君） 私からは、本契約のどのような内容の工事をしていくのかということについてご説明いたします。

高機能消防指令施設整備事業では、今年度指令センター部分を主に整備します。27年度には、各消防署所に設置する通信指令機器関係を整備します。消防救急デジタル無線施設整備事業については、3消防本部は今年度鉄塔の基礎部分に着手し、27年度鉄塔などのアンテナ塔建設、消防車両等へのデジタル無線機器設置を行う予定です。

なお、北部上北広域事務組合の消防救急デジタル無線施設整備事業については、補助金による事業であることから、厳しいことですが、今年度に完成させる予定です。

また、各消防本部が使用している無線機のメーカー、通信機器の会社名がわかるかということにつきましては、通信指令施設は当消防本部と三沢市消防本部が富士通ゼネラ

ル、北部上北広域事務組合のうち六ヶ所消防署のみがNECとなっております。これ以外の北部上北広域事務組合と中部上北広域事業組合には通信指令施設はございません。なお、無線機のメーカーは、当消防本部と三沢市消防本部が富士通ゼネラル、北部上北広域事務組合消防本部がNEC、中部上北広域事業組合消防本部は富士通ゼネラル、アイコム、日立が混在している状況です。

あと、消防救急デジタル無線の事業について、2つに分かれている理由でございますけれども、それぞれの関係団体にとって有利な財政支援を使うことになった結果、北部上北広域事務組合は補助金と補助裏に使える過疎債を併用し、工期の関係から単年度事業となりました。ほか3消防本部は、補助裏に使える地方債がなく、緊急防災・減災事業債のみを活用することになり、2カ年事業とするため、事業が分かれることとなりました。

○議長（野月忠見君） 暫時休憩をいたします。

午後3時00分 休憩

午後3時01分 再開

○議長（野月忠見君） 休憩を解いて会議を開きます。

古舘課長。

○通信指令課長（古舘正樹君） もう一つ、仕様書の主要なことにつきましてですが、私どもが整備する通信指令施設につきましては、おおむね人口が10万人以上40万人未満の消防本部等がよく使うII型という通信指令施設になります。それで、議案に記載しているとおりの機器構成となるわけでございますけれども、まずこの会議の前に説明しました機器構成等、そのシステム構成についているような構成なわけでございますけれども、この高機能消防指令施設というのは、人口規模が大きく異なるとしても、機器の台数が異なる程度で、ほぼ同様の機器構成、整備となります。県内の最近の導入事例から申し上げますと、八戸消防とか下北消防とかの指令台の納入金額から申し上げますと、落札金額の5億1,600万円という金額は妥当な金額ではないかと認識しております。

以上です。

○議長（野月忠見君） 14番。

○14番（杉山道夫君） 今回のような工事を設定する上で、多分皆さんは、素人と言っただけでは叱られるかもわかりませんが、その道のプロではないから多分全部までわかるのかなという気がするのです。今課長が答弁されたように、消防庁なり、どこかで規模に対しての、やる場合の配置、機器だとか、いろいろなものが示されていて、例えばそれを参考にして、それを示した、これは一つの方法だよ、いい悪いでなく。どういう仕様書、どうつくってやったかというのは、今の説明ではちょっとわからないのです。多分独自にというのなかなか難しい。どこかに頼んでやってもらった仕様書をもとに、そのことをもとに公募というか、指名競争に付したというなら、それはそれで理解できないわけでもないのですが、工事全体の設計及び仕様、その関係が、多分独自の部分で、私

は難しいのではないかなと思うので、具体的にどういう力をかりてどうだとかというと、その事実がわかるので、そこら辺説明願いたいと。

それから、今回の議案の件名が、件名で見てもいいし、工事の中身のところで見てもいいのですが、北部上北が起債の関係や受ける金で3年になったと。これは、皆さんの当初の予定の工事の仕方ですか。私が思うには、26年度、27年度にまたがる今回の整備工事でないのかなというふうに理解しているのですが、5年のもありますよ。5年のもあるのだけれども、その3カ年というのは25、26、27年を指すのか、26、27、28年を指すのか、そこ必ずしもはっきりしないのですが、当初予定に数字を計上している工事の仕方とこれは同じになりますか。そこら辺。

○議長（野月忠見君） 古舘課長。

○通信指令課長（古舘正樹君） 仕様書につきましては、もちろん自分たちなりに先行消防本部の例を参考にしたり、委託業務で実施設計業務を委託しましたので、その実施設計業者が作成した仕様書でございます。

また、先ほど3年と申し上げたようでございますが、単年度でした。北部上北広域事務組合は単年度と、ちょっと私の発音が悪かったために3年ととらえたのかもしれない。済みません。大変申しわけございません。3消防本部が2カ年、それから北部上北広域事務組合の消防救急デジタル無線施設整備にかかわる分だけが1年間でやるということでございます。

○議長（野月忠見君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第17号 十和田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（野月忠見君） 次に、日程第4、議案第17号 十和田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番。

○14番（杉山道夫君） 消防法の施行令が改正されたということに伴っての改正なのですけれども、その中身は、ここでも触れているとおり、露店、お祭りなんかの露店等の予防についてということなわけで、たしか去年でしたか、花火か何かのときに、業者が油だかガスをやって随分たくさんの方に被害を及ぼしたということなども生かされて、

今度の改正になったのかなと思っているのですが、恐らくいろんなのがあって催し物が行われるとき、消防長が指定して、指定されるといろんな計画や準備が必要なのですが、この消防長の指定というのは、多分勝手に消防長がやるのではなくて、一定の基準があって指定ということになると思うのですが、この指定というのは、これは正式にはこれが決まってから決めることになるのかもしれませんが、ある程度のことは想定している、あるいは上部法令等に細かいのがあるかも知りません。これらのどんなことが考えられるかというのが1点です。

2点目の第56条の3項のところ指定されたときの具体的な計画等を立てる、あるいは責任者等を明確にするというのは、私ちょっと心配になったのは、なるかならないかわからないけれども、十和田市はB-1全国グランプリのほうへ申請しています。これを見ると、何十万人かが短期間の中で集まる。具体的な会場も何も今は決まっていなくても、そこに書いてある計画から、責任者から、避難方法からというところ、これはなかなか、それ一つとっても大変だなという実は思いがしているわけです。したがって、多分私は、この規模からいくとB-1グランプリ全国大会なんていうのは、当然指定催し物になるのでないかなと、全体を見て思うわけですが、これはどの程度まで、例えば避難といっても、不特定多数で訓練もしない大衆が集まった場所というのは非常に難しいと思うのだけれども、どの程度のものまでが今度の条例改正、あるいは施行令改正に伴って見えているのかなと思って、それ参考のために、ちょっとこれからやる人のためにも参考になると思いますので、お知らせ願いたいと思います。

○議長（野月忠見君） 高野課長。

○予防課長（高野明広君） 杉山議員のご質問にありました3点についてお答えします。

まず、1点目の大規模なものとして消防長が別に定める要件についてでございます。総務省消防庁から発出されました通知では、特定の対象となる規模の催しについて、2つの要件を示してあります。その要件は、大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路、その他の場所を会場として開催する催しであり、かつ主催する者が出店を認める露店の数が100店舗を超える規模の催し物として計画されている催しであることであります。このことを踏まえ、現状において大規模なものとして消防長が別に定める要件は、十和田市の市道官庁街通り線において開催される催しのうち、露店の数が100を超えるものを要件とする予定であります。

続きまして、2点目の具体的にどのように指定することになるのかということについてお答えします。消防長が別に定める要件に合致するものは、現在十和田市及び六戸町で開催されている催しのうち、十和田市夏まつり花火大会と十和田市秋まつりを想定しております。指定催しの指定に当たっては、これらの催しを主催する十和田市、十和田商工会議所及び十和田市観光協会の代表にこの条例の趣旨を説明後、意見を聞いた上で消防長が指定催しとして指定し、主催する者に通知するとともに公示します。

続きまして、3点目のB-1グランプリの開催についてお答えいたします。来年開催予定のB-1グランプリ第10回大会に十和田市が立候補したことは、新聞報道により把握しております。B-1グランプリの催しの開催場所と露店の数が不明であります。昨年11月、愛知県豊川市で開催されたB-1グランプリにおける露店数が64、また一昨年、北九州市で開催された際の露店数が63であることから、指定催しに該当し

ないのではないかと思います。しかし、B-1 グランプリ全国大会は、全国から多くの来場者を見込むこととなりますので、開催が決定された際には指定催しと同様の扱いをし、避難誘導を含め、安全対策に万全を期すよう主催者と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野月忠見君） 14番。

○14番（杉山道夫君） 今度の改正に伴う催し物、露店等というのは、多分に火災を起ししやすい道具を使うのを主としている露店やお店ですよね。したがって、それが多ければ多いほど可能性というのは高まる。ということで、露店を中心に火災予防という観点からいけば、そのことは理解できないわけではありません。運営のほうで決めている一定の基準があるようですが、それと同時に、ただ数だけではなくて、店との接し方とか、あるいは店と店の距離とかというのが現実問題としては火災を発生させる要因を左右することにもつながるのではないかなという、全くの個人、何もそういうのがよくわからない個人が感じることでありますので、やっぱり数と同時にそういう条件等も専門である皆さんのところでよく検討されて、現実合った一定の基準や指導がなされますよう要望して終わります。

○議長（野月忠見君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第5 同意第2号 十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命について

○議長（野月忠見君） 日程第5、同意第2号 十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第 2 号は同意することに決定いたしました。

日程第 6 同意第 3 号 十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命について

○議長（野月忠見君） 日程第 6、同意第 3 号 十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第 3 号は同意することに決定いたしました。

閉 会

○議長（野月忠見君） 以上をもちまして本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成 26 年第 1 回十和田地域広域事務組合議会臨時会を閉会いたします。

まことにご苦勞さまでした。

午後 3 時 15 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

十和田地域広域事務組合議会議長 野 月 忠 見

同 議 員 杉 山 茂 夫

同 議 員 下 田 敏 美

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

十和田地域広域事務組合議会議長

同 議 員

同 議 員